

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公  
告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年1月29日 山形地方法務局寒河江支局 登記官 佐藤敏満

記

	手 続 番 号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
1	3901-2025-0013	西村山郡朝日町大字大暮山字大塚 23番1

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公  
告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年1月29日 山形地方法務局寒河江支局 登記官 佐藤敏満

記

	手 続 番 号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
1	3901-2025-0014	西村山郡朝日町大字大暮山字家ノ上 74番10